

アリゾナ州移民法（S.B.1070）とアメリカの不法移民規制

—その歴史的背景—

加藤 洋子

Yoko KATO. Arizona's S.B.1070 and Illegal Immigration Controls in the United States: Its Historical Background. *Studies in International Relations* Vol. 33, No. 1. October 2012. pp. 1 – 15.

The number of illegal immigrants reached 11.5 million in the United States in January 2011, according to statistics by the Department of Homeland Security. Irritated by the high-level of unemployment amid the “Great Recession” and the lack of effective immigration enforcement actions by the Federal Government, state legislatures have enacted strict immigration laws recently.

The Support Our Law Enforcement and Safe Neighborhoods Act (S.B.1070), which passed the Arizona legislature in April 2010, was the first of recent anti-illegal immigration measures at the state level. S.B. 1070 has raised a wide range of criticism such as a violation of federal rights, the first, the fourth, and the 14th amendments of the U.S. Constitution. The Department of Justice took the case to the U.S. District Court which blocked four provisions of S.B. 1070. Arizona Governor Janice Brewer appealed to the Ninth Circuit Court and later to the Supreme Court of the United States, which handed down its decision on June 25, 2012.

This article examines the case of S.B. 1070 and its historical background.

はじめに

人の国境を越えた往来が増加している今日、国家による出入国管理と人の移動をめぐる問題が各地で頻発している。アメリカでは、2010年4月にアリゾナ州で、不法移民を対象にした法律「我々の法執行を支援し近隣を安全にする法」が成立した（以下、“アメリカ”はthe United States of Americaをさす）。成立直後の修正を含めて、一般にS.B.1070（Senate Bill 1070の略称）として言及されるこの法は、不法移民と疑われる人に対し警察官が身分証明書の提示を求め、令状なしの逮捕・拘留も可能とするなど、州が独自に取り締まりを強化できるようにした¹。

S.B.1070に対しては、全米で賛否両論の論争が起り、連邦政府はこれに異議を申し立て、地方裁判所を通じて、一部条項の実施を差し止めさせた。アリゾナ州はその後、巡回裁判所ついで最高裁判所に上訴し、2012年6月25日に最高裁の判決が出された。

国土安全保障省の統計によれば、2011年1月の

時点で、アメリカにおける不法移民の総数は1,151万人である。そのうち、メキシコからの不法移民が680万人で、不法移民総数の59%を占める。ついで、エルサルバドル（66万人、6%）、グアテマラ（52万人、5%）、ホンジュラス（38万人、3%）と続く。アジアからの不法移民も多いが、それでもアメリカの不法移民数の上位10位内に入る中国（28万人）、フィリピン（27万人）、インド（24万人）、韓国（23万人）、ヴェトナム（17万人）からの不法移民を合計しても119万人である²。今日のアメリカにおける不法移民問題は、アメリカ大陸内の特にメキシコ以南の国々との関係に重点があり、さらに狭めれば、メキシコとの問題に焦点がある。

アメリカで不法移民が多い州をみれば、カリフォルニアが283万人で一番多く、ついでテキサスが179万人、3位のフロリダは74万人となる。カリフォルニア、テキサスはメキシコとの国境沿いの州であり、また、9位のアリゾナもメキシコと国境を接している³。

こうした不法移民の多さもあって、アリゾナ州

のS.B.1070に似た法律制定の動きが、他州にも拡大していった。ジョージア、アラバマ、サウス・カロライナ、ユタなどで、不法移民の取り締まり強化をめざした法律が、いずれも2011年に成立している。

本稿は、アリゾナ州のS.B.1070をめぐる論争を切り口にして、アメリカにおける不法移民問題を国家と国家を超える動きとの相克のなかでとらえようとするものである。S.B.1070をめぐる争点となったのは、連邦憲法における「連邦優位の原則」、言論の自由（連邦憲法修正第1条）、不当な拘留の禁止（修正第4条）、公民権（修正第14条）や人種差別などである。本稿では、そのなかでも連邦と州権との関係に焦点をあて、また、メキシコからアメリカへの人の流れを、歴史的背景を踏まえながら検討する。

I アメリカにおける出入国管理の進展と不法移民

(1) 出入国管理の進展

“不法移民 (illegal immigrants)” という文言は、国家による人の移動の管理を前提にしている。今日では、パスポートとヴィザに依拠して、世界各国で人の移動が規制されているが、これは、例えば、ゲルマン民族の大移動のような昔からずっと実施されてきたものではない。また、国家を基盤にした規制とはいっても、アメリカのように領土の変遷が続いた国では、連邦政府による人の移動の管理は、建国当初から恒常的に行われていたのでもない。

アメリカの領土は、イギリスからの独立後も次々に拡大していった。アメリカ大陸内に限ってみても、ルイジアナ購入（1803年）、フロリダ（1819年）、テキサス（1845年）、オレゴン一帯（1846年）、そしてメキシコとの戦争で得たカリフォルニアなどの土地（1848年）、アラスカ（1867年）の獲得と、日本のほぼ25倍の領土を江戸時代にあたる時期に得ている（ハワイは1898年にアメリカ領になった）。こうして、領土拡大が続いたこともあって、連邦政府による恒常的な出入国管理がアメリカにおいて整ってくるのは、19世紀後半に

なってからである。

領土が落ち着かなければ、国境管理も難しい。南北戦争（1861～65年）のような戦時を除けば、連邦政府の許可なしで出入国できる状況がアメリカにはあった。しかし、こうした時代においても、連邦政府が人物の紹介状といったかたちで、相手国側に当該者の人物証明を行い、旅の安全確保を求めることがあった。当時のパスポートとは、今日のような小冊子としてのパスポートではなくて、書状によるパスポートである。

連邦制度発足からまもない1796年には、アメリカを出航する船に対し、国務長官からパスポートを取得することが義務付けられた。また、当時、国務長官は、人物証明の手紙をかなり柔軟に出していた。政府高官に関しては、その人の肩書や役割などを証明する書簡（スペシャル・パスポート）が出された。その他、民間人、帰化していない人や自由黒人の旅の安全を求める書簡を国務長官が書いたこともある。また、本国に帰国する外国の官吏がアメリカ内やアメリカ船内で友好的に処遇されるよう、国務長官が書簡で求めたケースもあった⁴。

1856年8月18日の連邦法では、パスポートは国務長官によってアメリカ市民に対し発行することが取り決められた⁵。しかし、それ以前は、パスポート発行の権限を連邦政府に限定する法がなかったから、州や地方自治体がパスポートを出すこともあった。また、1856年の連邦法が成立したあとも州知事がなおもパスポートを出しているケースもあった⁶。

連邦政府による出入国管理を促進させたのは、1875年の移民法以降の連邦政府による恒常的な移民規制の実施である。その後、1882年、1891年、1893年、1903年、1907年、1910年、1917年と続く一連の移民法により、連邦政府による出入国管理が本格化していった。

1875年の移民法では、「中国と日本、あるいは東洋の国からの人々」に焦点をあて、これらの人々のアメリカへの入国に関しては、当該者が契約労働者かどうか、不道德な目的でアメリカに入国しようとしているのかどうかをチェックし、契約や合意に基づいている場合には、領事あるいは総領

事が許可あるいは証明書を出さないよう求めた。これは、今日のヴィザにあたる⁷。

その後、「最初の移民総合立法」と言われる1882年の移民法では、財務長官が移民行政を担当することになり⁸、また、同年には、中国からの労働者を入国規制する法も成立したから、これらによっても出入国管理が強化された。さらに、1891年の移民法では、カナダ、英領コロンビア、メキシコとの国境における入国管理が導入された。それまでは、海路で来る移民は対象にしていたものの、カナダやメキシコから陸路でアメリカに来る場合については、規制外になっていた。当時は、カナダに到着する外国からの乗客のうち約40%が、カナダからアメリカに向かうといった状況にあり、アメリカは、伝染病患者の到来を防ぐためにもカナダとの国境での身体検査を始めた。また、メキシコとの国境も管理対象になった⁹。

戦争の際には、人や物の移動規制が一段と強化されるが、第一次世界大戦（1914～18年）時には、アメリカは1917年4月に参戦し、同年7月には、海外からアメリカに到来する者には、アメリカ領事館からのヴィザ取得を求めた。1919年には国務省内にヴィザ部門が設置され、前年にはパスポート統制法も制定されていたから、パスポートとヴィザによる出入国管理が強化されていった。

第一次世界大戦後の1920年10月には、国際連盟が各国のパスポートに関する会議をフランスで開催し、1926年の第2回会議では、パスポートを小冊子とするなどの基準を設定した。アメリカは、同年には新たに法律を制定してパスポートとヴィザによるシステムを一新させている。また、1924年の移民法は、アメリカの移民法史上はじめてヴィザについて詳しく規定した。こうして、第一次世界大戦を契機に、各国のパスポート・ヴィザ体制が整っていくようになった¹⁰。

(2) アメリカにおける不法移民とメキシコ

連邦レベルでの出入国管理の進展は、“受け入れる人”と“排除する人”および“合法”と“不法”についての連邦政府の基準が明確になっていったことを示している。

アメリカでは、1921年の移民法以降は、国毎に

移民数量枠を設ける“国別割り当て”も導入され、南北戦争前の西欧・北欧系からなる人口構成の維持が試みられた。しかし、この時、西半球（アメリカ大陸など）のほとんどの国・地域からの人の移動は、国別割り当ての対象外になった。

西半球からの移民に対する連邦政府による数量規制は、1965年の移民法修正（以下、“65年の移民法”と言及）に始まる。公民権運動の時代の産物ともいえる65年の移民法は、移民受け入れにおいて「人種、性、国籍、出生地、居住地」によって差別することはないとし、国別割り当てを撤廃した。他方で、東半球に17万人、西半球に12万人の移民枠を設け、東半球に対しては、一国あたり2万人を上限とした。それまでは数量規制対象外にあったアメリカ大陸からの人の移動が、65年の移民法ではじめて規制対象となり、68年7月から施行された。しかし、65年の移民法制定時には、西半球に対しては一国あたりの上限がなく、1976年の移民法修正によって、西半球にも国毎の上限2万人が設定された¹¹。アメリカでの不法移民の増加が、より深刻な問題となるのは、第二次世界大戦以降のことであるが、この一因は、65年や76年の移民法修正により、アメリカ大陸からの人の移動に数量規制が導入・強化されたことにある。

西半球のなかでも、アメリカへの不法移民の多いメキシコとの関係を見れば、メキシコと国境を接するアメリカの南西部地域は、もともとはスペイン領だった。その後、1821年にメキシコがスペインから独立するとメキシコ領になったが、米墨戦争（1846～48年）で戦いに負けたメキシコは、1848年にその領土の45%をアメリカに譲った。その際、約8万人のメキシコ人がアメリカ市民になった¹²。その後、カリフォルニアのゴールドラッシュや西部での鉄道建設、鉱山や農業労働などにメキシコ人が流入した。アジアからの労働者が制限されるに伴い、メキシコからの労働者が増加したが、在米メキシコ人は、1929年の大恐慌時に、その多くが国外退去になった。アメリカでのメキシコ生まれ人口は、1930年に64.1万人を数えたが、大恐慌の影響もあって、1940年には37.7万人に減少した¹³。

その後、第二次世界大戦になると状況は一変し、

アメリカ人男性が戦争に駆り出され、日系人も強制収容の対象になるなかで、労働者が不足するようになった。1943年には米墨間でメキシコ人労働者を契約労働者としてアメリカに導入する計画（ブラセロ計画）が始まった。ブラセロ計画では、メキシコ人は、アメリカの南西部の農業労働に主に使われたが、ブラセロ計画外の（契約のない）労働者の方がより低い賃金で使用できたから、“ウェットバック”と呼ばれた不法入国者が増加した。これに対しウェットバックの合法化や排除も行われ、今日までの不法移民対策の流れを形作っている¹⁴。

ブラセロ計画は第二次世界大戦後も続き、1964年に終了した。その後は、マキラドーラ計画が始動した。マキラドーラ計画とは、1966年から始まる「メキシコ国境工業化計画」である。ブラセロ計画終了に伴いメキシコ人労働者を雇用するため、当初（1972年まで）は、北部国境地帯50キロ内に税制優遇をする保税加工制度を導入した¹⁵。これにより、アメリカでは南西部の国境近くに企業が集まるようになり、これらの地域の人口が増加した。他方、メキシコでは、工場のある北部に人が移動し、さらに国境を隔てたアメリカ側では賃金がより高いとあって、国境を越えた人の移動が促進された。オスカー・ハンドリンが言うように、国外の移民が生じる前に、国内の人の移動がある、というケースの一例といえよう¹⁶。

第二次世界大戦後のアメリカでのメキシコ生まれの人口は、とくに1970年以降、急増している。1970年にアメリカでのメキシコ生まれの人口は76万人だが、219.9万人（1980年）、450万人（1990年）、944万人（2000年）と増加し、2009年には1,256.5万人でピークとなっている。その後、減少し始め、2011年には1,198.7万人になった¹⁷。

メキシコからアメリカへの人の流れを促進させたものとして、もう一つ挙げられるのが、アメリカ、カナダ、メキシコが参加する北米自由貿易協定（NAFTA）の発効（1994年）である。NAFTAにより、アメリカとメキシコとの間でも、輸出入の更なる増加をもたらされた。ちなみに、2011年のアメリカの輸出先は、一位カナダ（2,809億ドル）、二位メキシコ（1,975億ドル）、三位中国（1,039億ドル）であり、輸入は、一位中国（3,993

億ドル）、二位カナダ（3,165億ドル）、三位メキシコ（2,631億ドル）である¹⁸。1994年にアメリカからメキシコへの輸出は508億ドル、輸入は495億ドルだったから、その増加は著しい¹⁹。

しかし、NAFTAは、メキシコ経済に負の影響もたらした。とくに論議されてきたのが、アメリカへの不法移民増加との関係である。当初は、NAFTAによりメキシコ経済が発展し、その結果、アメリカへの不法移民が減少すると想定する人々が多かった。しかしながら、その後しばらくはアメリカへのメキシコからの不法移民数は、増加の一途を辿った。国土安全保障省の統計によれば、メキシコからの在米不法移民総数は、2000年に468万人だったが、2008年に703万人とピークになり、その後、減少して2011年には680万人になっている²⁰。また、別の統計によれば、アメリカでのメキシコからの不法移民総数は、1990年に204万人、2000年に480.8万人である²¹。

不法移民の増加がNAFTAによるのか、それともメキシコ政府の経済改革をもたらした負の影響によるのか、あるいはその他の要因によるのか——その影響の度合いの評価は、論者によって異なる。NAFTAの影響を重視する人は、アメリカのアグリビジネスの攻勢がメキシコの農村の疲弊をもたらし、困窮した農民は、北へ向かい、さらにアメリカへの不法移民の温床になったと指摘する。NAFTA発効以前は、不法移民は、メキシコの4つか5つの州から到来していたのに、NAFTA以降は、メキシコのあらゆるところから人々が北に向かい、アメリカでの不法移民増加の要因になっている。また、ウォルマートなどの競争力のあるアメリカ企業の参入で、メキシコの中小企業が淘汰され、これも不法移民を生み出すもとになったという²²。

いずれにせよ、こうしたメキシコとアメリカとの経済関係を背景にして、1976年の移民法修正により西半球に対しても一国当たりの上限を設定したことは、不法移民の増加要因になっていった。1964年に8.6万人だったアメリカでの不法移民は、76年には100万人台となり、その後、86年の移民改革統制法で多くの恩赦が行われたにも関わらず、最近まで増加の一途を辿った²³。

(3) 不法移民法の制定

不法移民が増えるなかで、アメリカ政府は、1986年に初めて不法移民問題に焦点をあてた移民法を成立させた。さらに、その10年後の1996年にも不法移民対策の移民法が形成された。

1986年の移民改革統制法（以下、“86年の移民法”と言及）は、不法移民を雇う雇用主に罰金を科し、1982年1月1日以前に入国した在米不法移民に恩赦の機会を与えた²⁴。その結果、恩赦により永住権取得者が増え、アメリカへの移民数は、1988年の64.3万人から、1989年に109.1万人、1990年に153.6万人、1991年には182.7万人と急増していった²⁵。

1986年の移民法の特色の一つは、不法移民規制にあたって、重点をアメリカ内の雇用主の取り締まりに置いた点にある。不法移民は、不法就労しているだけでは刑事罰を受けることはない。

このように86年の移民法は、不法移民問題に焦点をあてた初めての連邦法になったものの、その後10年がたって、400万人ともいわれる不法移民が存在し、毎年30万人以上の不法移民が流入していた。1996年には、再び不法移民を対象とした移民法（不法入国改革・移民責任法。以下、“96年の移民法”と言及）が成立した。これは表向きは総合予算法となっていて、移民法はその一部を構成している²⁶。

1986年の移民法が雇用主の取り締まりに重点を置いたのに対し、96年の移民法の特色は、不法移民取り締まり強化と移民行政のIT化にある。国境や内部警備の強化と合法的入国の迅速化、人の密輸や文書偽造に対する罰則強化、国境警備員や移民帰化局の人員増強、国境フェンスや国境警備における必要な装備の強化、不法移民に対する公共の援助制限など、様々な施策を講じた。また、IT化も進め、外国人のIDカードや出入国者のデータベースの作成などを求めた。

II アリゾナ州と不法移民

(1) アリゾナ州の人口増加と不法移民

アメリカとメキシコとの国境沿いには、西からカリフォルニア州、アリゾナ州、ニュー・メキシ

コ州、テキサス州が位置している。アリゾナ州は、カリフォルニア州の東隣にあり、国境の少し北に州都のフェニックス、その東南にトゥソンが位置している。もとはスペイン領だったが、1821年にメキシコがスペインから独立して以降は、メキシコ領になった。米墨戦争の結果、アリゾナにあたる地域はアメリカ領となり、さらに1853年には、メキシコ国境沿いのトゥソンなどの地域をアメリカが購入して（“ガズデン購入”と呼ばれる）、アリゾナ州の面積は拡大した²⁷。

米墨戦争後に、いち早く州になったのはカリフォルニアであるが、アリゾナ州にあたる場所は、1850年にニュー・メキシコとともに、ニュー・メキシコ準州（テリトリー）として組織された。南北戦争の際の1861年3月に、ニュー・メキシコ準州の一部は連邦から脱退し、南部連合に加わりアリゾナ準州を形成した。しかし、翌年には連邦軍の支配下となり、その後、1863年に（アリゾナが属していた）ニュー・メキシコ準州は、アリゾナ準州とニュー・メキシコ準州に分けられた。この二つの準州が州に昇格したのは、アラスカとハワイを除く大陸48州のなかでは一番遅い1912年のことである。

アリゾナ州では、第二次世界大戦前は人口が少なかった。アリゾナ州にあたる地域には、1860年には6,482人しかいない。1900年には12.2万人で、その後も1940年まで、10年毎に10万人前後の増加でしかなかった。しかし、第二次世界大戦後はエアコンの普及や経済発展もあって人口流入が進み、1950年には74.9万人となり、その後10年毎に130.2万人（60年）、177万人（70年）、271.8万人（80年）、366.5万人（90年）、513万人（2000年）となり、2010年には639.2万人になっている。2000年から2010年の全米の人口増加率9.3%に対し、アリゾナ州では24.6%と極めて高い²⁸。

国勢調査の結果に基づき、10年毎に下院議員が再配分されるが、第二次世界大戦後の下院議員数の増加も顕著である。1910年から1930年の配分では下院議員数のアリゾナ州への割当ては1人だった。それが、1940年と50年の国勢調査では2人となり、その後は、国勢調査毎に下院議員数を増やしている。1960年に3人、70年に4人、80年に5

人、90年に6人、2000年に8人、2010年に9人の配分枠を得ている。ニューヨーク州を一例にあげれば、1940年には45人の下院議員枠が与えられていたが、2010年には27人になり、18人も減少している。これに対し、アリゾナ州は7人増であるから、第二次世界大戦後のアリゾナ州の人口と下院議員数は著しく増えている²⁹。

アリゾナ州では、メキシコやアメリカ内の他州からの人口流入が進んだ。2010年において、メキシコ人は、カリフォルニア州（1,142.3万人）、テキサス州（795.1万人）、アリゾナ州（165.7万人）の順に多く、また、州より小さい行政単位であるカウンティ（郡）で見れば、メキシコとの国境沿いにメキシコ人が多いことがわかる。アリゾナ州内では、2000年のセンサスにおいて、サンタ・クルズ郡では80.8%、ユマ郡では50.5%がメキシコ人である。これに対し、先住民の多い州北部になると、メキシコ人の比率は10%前後に低下する³⁰。

メキシコ人のみならず、ヒスパニック全体で見ると、1980年にはヒスパニックは、アリゾナ州全人口の16.2%だったが、その後上昇し、2010年には29.6%になっている。全米でのヒスパニックの割合は16.3%だから、2010年のアリゾナ州のヒスパニック人口が多いことが分かる³¹。ちなみに、「ヒスパニック」とは、「キューバ、メキシコ、プエルトリコ、中南米の人々、あるいはその他のスペイン文化、起源をもつ人々」をさす³²。

2010年において、ヒスパニックの人口が一番多い州は、カリフォルニアで1,401.3万人、ついでテキサス（946万人）、フロリダ（422.3万人）、ニューヨーク（341.6万人）、イリノイ（202.7万人）となり、アリゾナは189.5万人で第6位である。しかし、アリゾナ州の全人口に対するヒスパニックの割合を見ると、ニュー・メキシコ（46.3%）、カリフォルニアとテキサス（いずれも37.6%）に次ぐ第4位で29.6%になる³³。

このようにアリゾナ州では人口に占めるヒスパニックの割合が29.6%と高く、不法移民に関しても2010年の時点で47万人と全米5位を占めている。また、割合で見れば、2010年のアリゾナ州の全人口に占める不法移民の割合は7.3%であり、カリフォルニア州に占める不法移民の割合6.89%や

テキサス州の7%より高い。ちなみに、フロリダは4%、イリノイで3.8%となる³⁴。

（2）アリゾナ州経済と不法移民

こうした不法移民を含む人口増加の背景には、アリゾナ州の経済構造の変化がある。アリゾナ州は、州の旗に銅の星がデザインされているように、銅の生産は今日でも全米一位である。1860年代には金、1870年代からは銀に脚光があたり、1888年からは銅が金銀より優位になるなど、もともと鉱山業が盛んな土地だった³⁵。しかし、鉱山業や綿花、牧畜、柑橘類などの生産に依拠していたアリゾナ経済は、第二次世界大戦後になると変化していった³⁶。1948年にはモトローラがフェニックスに参入するなど、エレクトロニクス、宇宙、防衛産業なども発展していった。また、人口が増えるに伴い、金融などのサービス分野や建設、不動産業も盛んになった³⁷。

アリゾナ州の非農業分野の雇用者数は、1940年には10万人（アリゾナ州の当時の人口49.9万人の20%）でしかなかったが、2007年には267.6万人とピークになった。その後、2010年には238.2万人に減少したが、2011年には240.5万人（アリゾナ州の2011年の全人口648.2万人の36.7%；2011年12月のアリゾナ州の民間労働力人口301.9万人の79.6%）に持ち直している³⁸。

ティモシー・ホーガンの論考によれば、1990年代のアメリカのハイテク・ブームの際に、アリゾナ州のハイテク産業はある程度の成功をおさめたが、その基盤は狭く、今日ではその他の分野の発展の方が著しい³⁹。

第二次世界大戦後のアリゾナ経済の変化には、マキラドーラ計画やNAFTA、経済のグローバル化の影響も見逃せない。ホーガンは、1987年以降、貿易がアリゾナ経済にとって重要になってきているという。同年にノガレス税関地区経由のアリゾナ州からの輸出は10億ドルだったが、2008年には80億ドルとなり、輸入は3億ドルから17億ドルに増加した⁴⁰。

2010年において、アリゾナ州の輸出先の第1位はメキシコで50.5億ドル、ついでカナダ（19.6億ドル）、中国（10.3億ドル）の順になる。アリゾ

ナからの輸出品目は、民間航空機 (17.1億ドル)、ICプロセサー (12.1億ドル)、各種IC (6.6億ドル)、自動データプロセシング部品 (4億ドル)、電子機械部品 (3.8億ドル) となっている⁴¹。1997年以降、輸出が増加している品目が多い中で、コンピュータと電子製品のアリゾナからの輸出は、90億ドルから2009年の43.4億ドルに減少している。

アリゾナの輸入相手先に関しては、2010年において、メキシコが第一位で56.3億ドル、ついで中国 (20.9億ドル)、カナダ (9.9億ドル) となる。輸入品目は、ICプロセサー (8.5億ドル)、トマト (7.4億ドル)、大型航空機 (5.6億ドル)、各種IC (5.5億ドル) となっている⁴²。

このように輸出入で見ても、アリゾナ州はメキシコと相互依存関係が強いことがわかる。物の移動と人の移動は連動している。

アリゾナ州でも好況と不況の波があるが、2002～07年には不動産・建設ブームに沸いた。しかし、2007年には、1929年の大恐慌(The Great Depression) 以来の“大不況”(The Great Recession) が始まった。アリゾナでは建設業などの落ち込みが激しく、2006年6月に24.4万人いた建設業の雇用者は、2010年には約11万人に減少した。2009年の統計では、アメリカにいるメキシコ人男性は、建設、サービス、運輸業の順に従事する者が多く、不況の影響を大きく受けた⁴³。

また、アリゾナ州での失業率を見れば、2007年には3%台だったのが、2009年6月には10%になり、2010年12月まで10%台の失業率が続いた。2011年にはアリゾナ州全体では9.2%になったが、メキシコ人の多いサンタ・クルズ郡では16.1%、ユマ郡では25.5%と高い失業率を示している⁴⁴。メキシコとの経済相互依存が高まりつつも、大不況のなかでのこうした失業率の高止まりが、アリゾナ州での不法移民規制強化への動きを強めた。

Ⅲ アリゾナ州の移民法と州権論争

(1) S.B.1070

今日、アメリカは多くの不法移民を抱えているが、不法移民が存在するということは、不法移民

による低賃金労働を必要としている企業や人々がアメリカ内にいて、メキシコ側にはそれに呼応する労働者がいることを示している。“不法”であるということは、アメリカによる数量規制と出入国管理が労働力の需給に即応していない、と見ることもできる。

いずれにせよ、2008年の大統領選挙で当選したバラク・オバマ大統領は、「今日のアメリカの移民行政は破綻している」と指摘し、移民行政の抜本的改革をめざした⁴⁵。しかし、今日までのところ、抜本的改革を実現する法律は制定されていない。そうしたなかで、不法移民の増加と失業者の増大に業を煮やしたアリゾナ州などが、州独自に不法移民取り締まりの法律を制定するようになり、連邦政府の移民政策との齟齬をもたらし、論争を引き起こしてきた。

アリゾナ州のS.B.1070は、2010年4月に成立したが、この法成立の背景の一つには、アリゾナ州での長年の不法移民問題がある。アリゾナ州は、その最高裁への訴えのなかで、いら立ちをあらわにした——過去10年間、連邦政府による取り締まりは、カリフォルニアやテキサスに重点があり、アリゾナは軽視されてきた。アリゾナとメキシコとの国境線は370マイルに及び、これまでの10年間に、不法移民の3分の1以上がアリゾナとの国境線から入ってきている。不法移民や密輸、麻薬取引、人身売買、誘拐などが多発している。2006年から2010年に、麻薬の密輸ルートが51もあったが、これに対し、カリフォルニアでは5つだけである。アリゾナでは、囚人の17%は不法移民である。また、全労働者の7.4%が不法移民で、彼らは、アメリカ人労働者の賃金を引き下げている。2000年から2007年の間に、アリゾナの不法移民は毎年ほぼ3万人ずつ増加し、アリゾナは、繰り返し連邦政府に取り締まり強化を求めてきたが徒勞に終わった。不法移民のために、アリゾナは多くの出費を強いられている——このように、アリゾナ州は、自分たちの州が受けている“比類ない影響”について、最高裁に訴えたのである⁴⁶。

不法移民を“減耗 (attrition)”させ、不法入国や不法労働の阻止をめざしたS.B.1070は、成立後、賛否両論の論争を全米規模で引き起こした⁴⁷。州

独自の取り締まり強化を意図したものの、これを巡ってデモやボイコット、訴訟などが拡大していった。ヒスパニックに対する差別につながるとも批判され、裁判によって法執行を阻止しようとする動きが拡大した。

裁判に訴える動きとしては、早くも、2010年4月に、ラティーノ牧師・キリスト教指導者の全米連合により提訴がなされた。また5月には、全米移民法センターなども提訴した⁴⁸。バラク・オバマ大統領もアリゾナ州法を批判し、2010年6月にはアリゾナ州のジャニス・K・ブリュワー知事との会談も行ったが、成果は出なかった。連邦政府は、2010年7月6日に地方裁判所でアリゾナ州を提訴した。法務省は、移民規制は連邦政府の権限であり、州や地方単位で、つぎはぎの移民政策をとることはできない、と主張し、アリゾナ州法が効力をもつ前に、法の執行停止を裁判所に求めたのである。2010年7月28日に、スーザン・ボルトン判事は、S.B.1070の争点となるところのセクション2, 3, 5, 6の実施を差し止める判決を下した。

ブリュワー州知事は7月29日に上訴したものの、2011年4月には、第9巡回裁判所は、ボルトン判事の判決を支持した。ブリュワー州知事は、これを不服として、第9巡回裁判所の判決を再検討するよう最高裁判所に8月に求めた。同年12月12日には、最高裁がこの案件をとりあげることを表明し、その判決は、2012年6月25日に出された。

(2) 州権か連邦の優位か

アリゾナ州のS.B.1070に関して、裁判所で争われた重要な争点の一つは、人の移動の規制は、連邦政府の権限なのか、それとも州政府の権限なのか、また、どこまで州がその自由裁量権を用いることができるのか、という点だった。最高裁に出された政府側の見解では、連邦政府が出入国を規制する権限をもち、国家安全保障、法執行、外交、人道、市民と外国人の権利などを総合的に勘案して、連邦政府が判断する、と主張した。アリゾナ州の政策は、連邦議会が求めている単一の全米的なアプローチを覆す、という意見である⁴⁹。

S.B.1070では、例えば、その人物が不法移民と疑われる場合には、州の警察官などは、当該人物

が合法に在米しているか否かを確認し、確認ができるまで当該人物を拘束できる。また、場合によっては令状なしで逮捕もできる。しかし、連邦政府の見解では、これらは連邦政府の官吏の事前確認を受けなければならず、また、法的状態が明らかになるまで拘束するのは、連邦議会の方針に反している。さらに、令状なしの逮捕は、州独自で基準を設定することになる、と連邦政府は主張した。

1986年や96年の移民法では、既述したように、不法移民問題に対処するにあたって、雇用主の取り締まりに重点がおかれている。不法移民が、職を求めたり仕事についているだけでは、刑事罰の対象にはならない。しかし、S.B.1070では、刑事罰の対象にもなる。また、外国人登録に関する連邦法に違反している場合にも同様に刑事罰対象になる。これらは、連邦の政策から逸脱している、と連邦政府は判断した。

連邦政府側は、政府による不法移民対策の進展についても強調した。それによれば、連邦政府は、“コミュニティの安全確保”(“Secure Communities”)というプログラムのもと、州と連邦捜査局(FBI)との間での情報共有を進めており、2013年度中に全米でこのシステムを構築するという。また、2010年5月の時点で4,000人の国境警備員を配置し、その5年前より人員を40%増強。アリゾナ国境に305.7マイルのフェンスを設置し、40機の飛行機を使用するなど、対策を進めている。そして、アリゾナにある6つの入国管理所では、入国が認められなかったり、申請をひっこめたケースが何千とあるという⁵⁰。

しかし、こうした連邦政府による強調にもかかわらず、大恐慌以来という“大不況”のなかで、S.B.1070に似た法律が、他州にも広がっていった。アラバマ州では、2011年6月にアリゾナ州法よりも規制強化をはかるH.B.56 (House Bill 56)が成立。同年8月に地方裁判所により、また、10月には巡回裁判所により、この法の一部執行が差し止められている⁵¹。ユタ州では、2011年3月にH.B.497が成立したが、法務省が11月にこれを提訴した。サウス・カロライナ州でも同年3月にS.B.20が州法となり、法務省は10月にこれに対しても訴え、同年12月22日には、S.B.20のいくつかの条項が裁

判所により差し止められた⁵²。ジョージア州では、2011年5月にH.B.87が成立。これに対して、公民権団体が提訴した。また、インディアナ州で同じ月に成立したSEA590も、ジョージア州のH.B.87と同じく、裁判所により執行が一部差し止められた⁵³。

アリゾナ州のS.B.1070に関する2012年6月25日に出された最高裁判所の判決では、S.B.1070のセクション3、5(C)、6については、5人の最高裁判事が巡回裁判所の判決を支持した(3人の判事が反対)⁵⁴。セクション3は、連邦政府の求める外国人登録の要件を満たしていない場合に、当該人物を軽罪(misdemeanor)の対象とするもの、セクション5(C)は、不法移民がアメリカで求職したり、働くことなどを軽罪とするもの、セクション6は、国外退去にあたいすると思われる不法移民を、州の警察官などが令状なしで逮捕できるとするものである。最高裁は、これらのいずれも連邦政府の権限に抵触する、と判断した。しかし、セクション2(B)については、まず、州で実施してみて、連邦法と対立するかどうか州裁判所が判断せよ、と判事全員が結論した。このセクション2(B)は、州の警察官などが、不法移民と疑われる者をストップさせ、当該者が合法的に滞在しているか否かを連邦政府とともに判定するまで、拘留も可能とするものである。

(3) 英領植民地時代の遺産と州権

S.B.1070を巡る論争では、過去の多くの判例が引き合いに出された。そのなかで、移民規制においては州権が南北戦争前から支持されていた、とする見解も展開された。1837年の最高裁判決を事例に、最高裁は州による移民規制を警察行為として認めていたのであり、アリゾナ州法によるS.B.1070は、それと同じ事例にあたりと主張されたのである⁵⁵。

1950年代半ばからのアメリカでの公民権運動は、南北戦争の残り火として、アメリカ史上、最後の州権論の展開かと思われた。しかし、今日、再び、州権論が主張されている。この州権論は、もとを辿れば、1607年のヴァージニア植民地に始まる英領植民地時代に遡ることができる。連邦政府による

恒常的な移民規制は1875年の移民法から始まるが、17世紀初頭のマサチューセッツ湾植民地のように、人の流入に対して厳しい植民地もあり、移民規制は、英領植民地時代から行われていた。1875年以前は、人々は自由にアメリカに出入国できた、というしばしば言及される見解は、植民地や州で見れば、正しい実像を提供しているとはいえない。

英領植民地時代に各植民地で形成された移民法は、建国後の移民政策の源流となっている。ここでは、植民地は、各々の植民の理念に従って人の移動を規制していた。イギリス国王のもとにある点では同じであっても、各植民地が、総督や議会を異にし、独自に課税し、政策を立案していたことは、今日のアメリカにも大きな影響を残している。

イギリスからの独立にあたって新たな政治組織を形成しようとしたとき、各々の植民地は、すぐには課税権などを手放すことはできなかった。1781年の連合規約で形成された連合の時代では、中央政府には課税権や通商規制権もなく、軍隊もなかった。シェイズの反乱(1786~87年)をへて、ようやく現在の連邦制度に落ち着くが、中央政府にどれだけの権限を与えるのかが大きな問題となった。1788年に発効した連邦憲法では、修正第10条(1791年)において、「この憲法によってアメリカに委任されておらず、また、各州に対して禁止されてもいない権限は、各州それぞれに、あるいは人民に留保される」と規定された。また、連邦憲法第6条が連邦の優位を明記しているように、連邦の権限なのか州権なのかという問題は、英領植民地時代の遺産として今日まで引き継がれている。

アリゾナ州のS.B.1070をサポートするものとしてとりあげられた1837年の「ニューヨーク対ミルン」(36U.S.102)の最高裁判決は、ニューヨーク州による1824年の法(以下、「24年法」と言及)に基づく移民規制の合憲性を問うものだった⁵⁶。24年法では、船長は、ニューヨーク港に到着してから24時間以内に、乗客の名前、出生地、直近の居住地、年齢、職業について、文書でニューヨーク市長に報告しなければならなかった。報告を怠ったり、虚偽の報告をした場合には、乗客一人当たり75ドルの罰金が科せられた。また、乗客が貧困者

やその子供などの場合、船長は一人当たり300ドル以下の保証金を支払い、もし払わなければ500ドルの罰金となった。ニューヨーク市に負担となる人の場合は、船長が元の場所に送り返し、送還を怠った場合には、送還費用の支払いを求めた。

「ニューヨーク対ミルン」事件の発端は、イギリス船エミリー号による違反に遡れる。エミリー号は、1829年8月に100人の乗客を乗せて、ニューヨーク港に到着した。船長のウィリアム・トンブソンは、24年法が求める乗客に関する報告を行わなかったから、1.5万ドルの罰金が科せられた。

これを巡って訴訟となり、船長側は、連邦憲法では、(移民規制の根拠となる)通商規制の権限は連邦議会にあるから、24年法による規制は連邦政府が行うべきものであるとし、24年法は違憲であると主張した⁵⁷。

最高裁は、1837年の判決において、ニューヨーク州による規制は、ニューヨーク港と外国の港との間の通商に関わるものではなく、治安維持に関する法律であるとし、違憲ではないと判決した。24年法は、到来した外国人が公共の負担となることを防止するものであって、これに対しては州権が認められるという見解である。

「ニューヨーク対ミルン」の判決では、24年法は憲法違反ではないとして州権が擁護されたが、1849年の二つの判決(「スミス対ターナー」と「ノリス対ボストン」)では、ニューヨークとマサチューセッツ州による法律に、憲法違反の判断が下された(5人の最高裁判事が違憲と判定し、4人の最高裁判事がそれに反対)。いずれのケースも、移民に対する課税が関税とみなされ、連邦議会に連邦憲法が与えた権限から逸脱しているとされた。

1849年の「スミス対ターナー」の判決に関しては、ニューヨーク州では、外国から来る船に対し、船長に1.5ドル、2等船室の乗客一人当たり1.5ドル、3等船室の乗客一人当たり1ドルの税を課していた。これらの税収は、ニューヨーク港の海事病院の運営のために用い、資金が残れば、ニューヨークの未成年犯罪者のために使用された。

1841年6月には、イギリス船ヘンリー・ブリス号が、イギリスのリバプールからニューヨーク港に到着。しかし、船長は、3等船室の乗客295人分

の税を支払わなかった。これに対し、ニューヨークの保健総監のウィリアム・ターナーが、ジョージ・スミス船長に対して訴訟を起こしたのが、「スミス対ターナー」の事件である。

もう一つの「ノリス対ボストン」であるが、マサチューセッツ州では、外国人を乗せた船が到着すると、係官が乗客を検査し、もし、精神異常者、障害者、仕事ができない者、貧困者あるいは元貧困者などがいれば、1,000ドルを払わねば上陸させなかった。また、その他の乗客からは一人当たり2ドルを徴収した。こうして徴収された資金は、在米の貧困な外国人を支援するために使用された。

1837年6月には、イギリス船のユニオン・ジャック号が、英領カナダのセント・ジョンからボストンに到着。ジェームズ・ノリス船長は、19人の外国人乗客分として、上陸前に38ドル支払うようボストン市から求められた。ノリスは、支払いはしたものの、後に38ドルを取り戻すために、ボストン市を訴えたのである

どちらのケースでも、入港する外国人への州による課税は連邦憲法に反する、と最高裁は判定した⁵⁸。

おわりに

アリゾナ州のS.B.1070をめぐる論争とその歴史的背景は、いくつかの示唆をわれわれに与えている。第一の示唆は、不法移民一般に関わるもので、人の移動における“合法”“不法”の振り分けは、国家およびその統治の仕方と不可分であるという点である。

アメリカでは英領植民地時代から各植民地で、また、独立後は州により移民規制が行われてきたが、連邦政府による恒常的な規制は1875年の移民法に始まる。そこから1920年代までの間に、アメリカ国内外でパスポートとヴィザによる出入国管理が進展していった。それ故、連邦政府による“合法”“不法”の振り分けが恒常的になされるのは、アメリカ史上において比較的最近になってからのことである。

また、何をもって“合法”“不法”とするのかという点では、アメリカで時代とともに変化してき

たものと、犯罪人の規制のように変化していないものがある。さらに、入国管理における“合法”“不法”のあり方は、ほかの国と共通する面もあれば、異なる面もある。その国が何をもって“不法”とするかは、その国の骨格、統治のあり方をあらわすものでもある。

第二の示唆は、第一の示唆とも関連して統治のあり方に関わるものだが、よりアメリカに特有のもの、すなわち、アメリカ史に流れる「連邦の優位」と「州権」との対立にある。アメリカ史上における最大のその対立の場は南北戦争だったが、1950年代半ばからの公民権運動のなかでも、“南北戦争の残り火”として州権論が展開された。これをもって州権論は終焉したかにみえたが、今もなお州権論が南部を中心に主張されている。南北戦争や1950～60年代の公民権運動と今回が異なるのは、アフリカ系ではなくてヒスパニックがその争点になっている点である。

第三の示唆も、第一と第二の示唆と関連していて、移民規制や“合法”“不法”のあり方、統治の仕方に関わっている。20世紀には国家は国際関係の基本単位をなしていたが、今日では国家を超えた広域の地域連携・統合が進みつつある。NAFTAは自由貿易協定であるが、これから進むと思われる環太平洋パートナーシップ (TPP) のメンバー拡大などの国境を超えた地域連携・統合の動きのなかで、出入国管理や人の移動に関する“合法”“不法”のあり方が変化してくることも予想される。

歴史を辿れば、アメリカの南西部の経済発展とメキシコからの人の移動が連動してきたが、今日ではヒスパニックは全米に、以前より広く在住している。自由貿易協定よりも更に連携を深めた地域圏が形成されれば、そこでの人の移動は、あらたな様相をもたらすかもしれない。

第四の示唆は、今日のアメリカのかなりの領域がスペイン領や (スペインから独立後の) メキシコ領だったことに関わる。アメリカは、スペインやメキシコから広大な領土を得た。イギリスやアメリカは、スペインやメキシコに対する“勝利者”だったから、アメリカの歴史においてスペイン領やメキシコ領の遺産は、脇に追いやられがちだった。しかし、近年のヒスパニックの増加のもとで、

あらためてアメリカにおけるスペイン領やメキシコ領の遺産の再検討が求められている。

また、こうしたなかで、第五の示唆として、メキシコの変化も見逃せない。メキシコ経済は、“ネクスト・イレヴン” (Next Eleven) とも称される経済発展が期待される国々のうちの一つである。自動車産業をはじめとして海外からの投資は盛んだが、貧しい人々も多く、各種の経済統計は必ずしも薔薇色ではなく、いまだに人口流出が多い。

しかしながら、ジェフリー・パセルなどによる最近の研究は、メキシコからアメリカへの移民流入が2000年 (単年度) の77万人をピークにして、大不況のなかで2010年には14万人にまで減少した、という数値を出している⁵⁹。また、国土安全保障省の統計によれば、アリゾナ州在住の不法移民総数は2008年の56万人から2011年の36万人に減少した⁶⁰。

こうした状況には、アメリカの“大不況”の影響やS.B.1070といった取り締まり強化だけでなく、メキシコの経済や人口構成の変化も影響している、とパセルなどは言う。メキシコでの出生率は、1960年の7.3から2009年には2.4 (OECDの統計では2.1) に低下した。また、移民となる割合の高い15～39歳の人口は、1990年においてメキシコの生産年齢人口 (15～64歳) の73%を占めていたが、2010年には65%になっている⁶¹。メキシコが生産年齢人口はまだ多いものの、メキシコの人口ピラミッドでは、すでに15～19歳以下の人口が頭打ちになっており、0歳児が一番多いピラミッド型からの変化を示している。

メキシコからアメリカへの人の移動の減少には“大不況”の影響が大きいことは明白であるが、しかしながら、出生率の低下に示されているように、メキシコからアメリカへの移民流入は、すでに歴史的転換点にたっているのかもしれない。

ともあれ、こうした複合的な人と物の移動は、イギリスやフランスなどの啓蒙思想のもとで定礎されたアメリカの国家としてのあり方を大きく変えようとしている。アメリカの政策とヒスパニックの今後の動向や地域連携・統合の動きが注目される所以である。

注

- 1 “Support Our Law Enforcement and Safe Neighborhoods Act of 2010”, State of Arizona, Senate, Forty-ninth Legislature, Second Regular Session, 2010. このアリゾナ移民法を巡る動向について分析したものに、井樋三枝子『【アメリカ】アリゾナ州移民法と連邦移民政策の動向』国立国会図書館調査及び立法考査局『外国の立法』2010年10月など。
- 2 “Estimates of the Unauthorized Immigrant Population Residing in the United States: January 2011”, Office of Immigration Statistics, Department of Homeland Security (以下, DHS と表記), p.5.
不法移民の統計は、集計結果が実際より低くなる傾向があり、また、人口統計そのものに統計の信頼度という問題があるものの、本稿では使用する統計の典拠を示すことにとどめる。
- 3 同上。不法移民については、村田勝幸『〈アメリカ人〉の境界とラティーノ・エスニシティ：「非合法移民問題」の社会文化史』東京大学出版会，2007年；古矢旬『アメリカニズム：普遍国家のナショナリズム』東京大学出版会，2002年；小代有希子「アメリカ合衆国と第二次大戦後の新移民」日本国際政治学会編『国際政治』第87号，1998年3月，72～89頁；同「移民の国アメリカの『寛容性』—1986年移民法と不法移民」アメリカ学会『アメリカ研究』第25号，1991年，161～179頁；高佐智美『アメリカにおける市民権：歴史に揺らぐ「国籍」概念』勁草書房，2003年など。
- 4 Gaillard Hunt, United States Department of State, *The American Passport: Its History and a Digest of Laws, Rulings and Regulations Governing Its Issuance by the Department of State*, Washington DC: GPO, 1898, pp.4, 8, 11～15, 77. 連邦政府発足前の連合の時代では、1782年に大陸会議が外務省にアメリカ名でパスポートを発行することを求めた。Craig Robertson, *The Passport in America: The History*

of Document, NY: Oxford UP, 2010, p.253.

- 5 Chap. CXXVII—An Act to regulate the Diplomatic and Consular Systems of the United States, Aug. 18, 1856. Thirty-Fourth Congress, Sess. 1. pp.60～61. この法律のセクション23にパスポートに関する規定がある。http://memory.loc.gov/cgi-bin/ampage. 11 Sat, 60.
以下、本稿で用いられているインターネットの資料は、2012年8月のものである。
- 6 Hunt, pp.36～42；ジョン・トーピー『パスポートの発明：監視・シティズンシップ・国家』法政大学出版局，2008年，42，152頁。
- 7 CHAP.141—An act supplementary to the acts in relation to immigration, March 3, 1875. *The Statute at Large, the United States* (以下, *Statutes* と表記), From Dec. 1873 to March 1875, Vol. XXIII, Part 3, Washington DC: GPO, pp.214-215.
中国に対する移民規制と出入国管理の進展については、貴堂嘉之『アメリカ合衆国と中国人移民』名古屋大学出版会，2012年。
- 8 川原謙一『アメリカ移民法—United States Immigration laws—』有斐閣出版サービス，1990年，13頁。
- 9 トーピー，162頁；Introduction, “Immigrant Arrivals: A Guide to Published Sources”, Local History & Genealogy Reading Room, Humanities & Social Sciences Division, Library of Congress.
- 10 トーピー，189頁，193頁；Robertson, pp.257～258.
- 11 An Act to amend the Immigration and Nationality Act, and for other purposes (PL89-236), *Statutes*, Vol.79, 1965, pp.910-922; Immigration and Nationality Act Amendment of 1976 (PL94-571), *Statutes*, Vol.5, 1976, pp.6073-6101.
- 12 Hispanics in Arizona: A Timeline, *Hispanic News*；小田悠生「米国1924年移民法におけるメキシコ人—1920年代におけるメキシコ人移民国別割当論争と米墨国境管理問題」『アメリカ太平洋研究』第6巻，2006年3月，261～272頁。
- 13 Jeffrey Passel, et.al, *Net Migration from Mexico*

- Falls to Zero— and Perhaps Less*, Pew Hispanic Center, April 23, 2012, p.44.
- 14 庄司啓一「ブラセロ計画についての一考察」城西大学経済学会『城西経済学会誌』第19巻第1号, 1983年8月, 19～38頁, 統計は30頁; 同「ブラセロ・プログラム再考: 非合法移民問題の起源をめぐって」『城西経済学会誌』2009年9月, 35～63頁; 村田勝幸『〈アメリカ人〉の境界とラティーノ・エスニシティ』。
- 15 八木紀一郎, (研究ノート)「NAFTAのもとでの米墨国境経済: 経済統合の(非)制度化」撰南大学経済学部『撰南経済研究』第1巻第1・2号, 2011年3月, 11～12頁; 上田慧「NAFTAとメキシコのマキラドーラ工業—経済統合と多国籍企業—」同志社大学商学会『同志社商学』第51巻第3号, 2000年1月, 298頁; 同「メキシコ・マキラドーラをめぐるグローバル競争—マキラドーラ衰退説の検証—」同志社大学商学会『同志社大学ワールドワイドビジネスレビュー』第9巻第1号, 2007年9月, 45～74頁; 野内遊「現代メキシコ社会の変容と北部国境地域」名古屋大学大学院国際開発研究科, 博士論文, 2011年3月, 58頁。
- 16 Oscar Handlin, “Immigration in American Life: A Reappraisal”, *Immigration and American History: Essays in Honor of Theodore C. Blegen*, ed. by Henry Steele Commager, Minneapolis: Univ. of Minnesota Press, 1961.
- 17 *Net Migration from Mexico Falls to Zero— and Perhaps Less*, p.44.
- 18 Top Trading Partners—Total Trade, Exports, Imports, Year-to-Date December 2011. Census Bureau, US Department of Commerce.
- 19 M. Angeles Villarreal, *NAFTA and the Mexican Economy*, CRS Report for Congress, Congressional Research Service 7-5700, June 3, 2010, p.10.
- 20 “Estimates of the Unauthorized Immigrant Population Residing in the United States: January 2011”, p.5; “Estimates of the Unauthorized Immigrant Population Residing in the United States: January 2010”, p.4.
- 21 Office of Policy and Planning, U.S. Immigration and Naturalization Service, “Estimates of the Unauthorized Immigrant Population Residing in the United States: 1990 to 2000”, p.9, Department of Homeland Security.
- 22 Alejandro Portes, “NAFTA and Mexican Immigration,” July 31, 2006. <http://borderbattles.ssrc.org/Portes/printable.html>. その他, Lee Hudson Teslik, “NAFTA’s Economic Impact”, July 7, 2009, Council on Foreign Relations. <http://www.cfr.or/economics/naftas-economic-impact/p15790>; Villarreal, “NAFTA and the Mexican Economy”.
- 23 村田, 100頁の表1。1976年の数値は, 87.5万人になっている。喜多克己「アメリカ移民統計と「非合法」外国人労働者」法政大学日本統計研究所, 1988年2月, 24～59頁; 井樋三枝子「包括的移民制度改革法案の審議—「非合法移民」をどうするか—」『外国の立法』, 2006年8月, 147～157頁。
- 24 An Act to amend the Immigration and Nationality Act to revise and reform the immigration laws, and for other purposes (PL99-603), Nov.6, 1986, *Statutes*, Part 4, Vol.100, pp.3358～3445.
- 25 No.5, Immigration: 1901 to 1994. *Statistical Abstract* 1996, U.S. Census Bureau, p.10.
- 26 Division C—Illegal Immigration Reform and Immigrant Responsibility Act of 1996, (PL 104-208), Sep.30, 1996, *Statutes*, Vol.3, pp.546～724.
- 27 アメリカの南西部国境については, 牛島万「米墨国境の歴史的意義と今日のボーダーレス化の意味」『ラテンアメリカ・カリブ研究』第3号, 43～54頁, 1996年5月; Peter Andreas, *Border Games: Policing the U.S. Mexico Divide*, 2nd ed., Ithaca: Cornell UP, 2009; 川久保文紀「9.11テロ以後の移民・国境管理: 北米地域における動向を中心に」『中央大学社会科学研究所年報』12号, 2008年, 35～51頁。
- 28 Table 17, Arizona—Race and Hispanic Origin:1860 to 1990, State & Country Quick Facts, Arizona, Census Bureau.
- 29 加藤洋子「2010年のアメリカの国勢調査(セ

- ンサス) と代議制民主主義—スペイン領アメリカの遺産」日本大学国際関係学部国際関係研究所『国際関係研究』第32巻第1号, 1～18頁。
- 30 Rates of Mexican Population by County, 2000. Mexican population in the southwest. <http://www.azlibrary.gov/convocations/images/pdf/acosta.pdf>.
- 31 “Arizona Quick Facts from the US Census Bureau”, U.S. Census Bureau.
- 32 “Standards for Maintaining, Collecting, and Presenting Federal Data on Race and Ethnicity”, Federal Register Notice, October 30, 1997. Office of Management and Budget.
- 33 *The Hispanic Population: 2010*, 2010 Census Briefs, May 2011, U.S. Census Bureau, p.6.
- 34 “Estimates of Unauthorized Immigrant Population, 2010”, p.4.
- 35 The Arizona Bureau of Mines Staff, “The Mineral Industries of Arizona: A Brief History of the Development of Arizona’s Mineral Resources”, Tucson : Univ. of Arizona Press, 1962 ; Arizona’s Chronology, <http://www.lib.az.us/links/azchronology.aspx>.
- 36 “Arizona Cotton”, CALCOT, August 15, 2012.
- 37 Timothy D. Hogan, “Arizona at 100: A Look at the State’s Economy Since 1987 and What the Future May Hold in Store”, www.azlibrary.gov/convocations/images/pdf/hogan09.pdf.
- 38 Series ID: SMU0400000000000001, Total nonfarm employees (not seasonally adjusted), Bureau of Labor Statistics; “Economy at a Glance”, Bureau of Labor Statistics; “Arizona Economic Indicators”, *Arizona’s Economy*, Univ. of Arizona, Summer 2012, p.7.
- 39 Hogan, p.12; “Arizona Remains a Second-Tier State for Science and Technology”, *Arizona’s Economy*, March 2011, p.4.
- 40 Hogan, p.14.
- 41 Exports from Arizona to Major Destinations in Millions of Inflation-Adjusted (2010) Dollars, *Arizona Indicators*. <http://arizonaindicators.org>.
- 42 Imports to Arizona of Major Commodities in Millions of Inflation-Adjusted (2010) Dollars, *Arizona Indicators*.
- 43 Kate Brick, et al., “Mexican and Central American Immigrants in the United States”, Migration Policy Institute, June 2011, p.11.
- 44 BLS data, Unemployment Rate, 2011, *Arizona Indicators*.
- 45 “Statement by the President on Senate Proposal Outlined Today to Fix Our Nation’s Broken Immigration System”, April 29, 2010, Office of the Secretary, White House.
- 46 Supreme Court of the United States, State of Arizona (Petitioners) v. the United States of America (Respondent), No.11-182, Brief for Petitioners, pp.1-8.
- 47 S.B.1070, Sec.1.
- 48 全米移民法センターによる訴訟は, Friendly House et al. v. Micael B. Whiting et al. (Arizona SB 1070 Case).
- 49 The Supreme Court of the United States, Brief for the United States, No.11-182, State of Arizona v. United States of America, pp.1～56.
- 50 同上。1～8頁。
- 51 Rachel Glickhouse, “Supreme Court to Determine Legality of State-based Immigration Laws”, Dec.14, 2011. Americas/society.as-coa.org/articles/3852.
- 52 Luke Witman, “Supreme Court’s SB 1070 ruling to have national ramifications”, SUPREME COURT, January 1, 2012, <http://www.examiner.com>.
- 53 注46を参照。
- 54 Syllabus, Supreme Court of the United States, Arizona et al. v. United States, No.11-182. Argued April 25, 2012-Decided June 25, 2012, pp.1～3.
- 55 Joseph Naldacchino, “Constitutionalism, Regulation of Immigration Historically a State Function”, *Epistulae*, No.10, July 19, 2010.
- 56 An act concerning passengers in vessels coming to the port of New York, Feb.11, 1824.

- 57 *New York v. Miln*-36U.S.102(1837), US Supreme Court Center. <http://supreme.justia.com/cases/federal/us/36/102/>; U.S. Supreme Court, Mayor, Aldermen and Commonality of City of New York, Plaintiffs v. George Miln, 1837. <http://caselaw.lp.findlaw.com>.
- 58 U. S. Supreme Court, *Smith v. Turner*, 48 U.S. 283(1849). <http://caselaw.lp.findlaw.com>.
- 59 *Net Migration from Mexico Falls to Zero – and Perhaps Less*, p.17.
- 60 注20参照。
- 61 *Net Migration from Mexico Falls to Zero – and Perhaps Less*, pp.6～7, 31.

本稿は、平成24年度科学研究費補助金による研究成果の一部である。